

新種類株制度について

34、51、67、100、何の数字だかわかりますか？

ここ数年来の新聞紙上を賑わせた M&A の際の所得株式比率のことです。

一番オーソドックスだったのはむかしからの 51 の過半数であり、会社経営の基本的な変更事項、例えば合併決議や解散決議といったものの最終決定権だけは押さえるケースが 34 であり、逆に会社経営の基本的な変更事項も意のままに出来るようにしたのが 67 であり、いやいや一人でも外部株主がいればグループ企業としての完全な企業活動が出来ない場合があるとして 100 まで、としたケースもありました。

このように従来はシェアという数の問題にしのぎを削って経営権の獲得を目指していました。

ところが今回の新会社法において 1 が出てきました。

つまり 1 パーセントどころか、とにかく 1 株持てば他に 99 株あるいは 999 株であろうと経営権のキャスティングボートを握れてしまうことになったのです。

これがいわゆる新種類株制度というものなのです。

そもそも種類株式とは他と内容が異なる株式をいうとされていることからその数ではなく、内容次第で一株でも経営権を獲得しうることになったのです。

実は上記の経営権取得以外にも今一番話題となっている事業承継問題や中小会社のオーナー社長の行方不明や認知症といった場合の危機管理問題においても、一株で、つまり多額の資金や多数の株式移動をしなくても、対応することができる効果絶大な種類株の活用が今や注目を浴びているのです。

その採用に当たって注意すべき点は、このような強力なものであるが故に、ともすれば策に溺れるような使い方をすれば争いや、混乱を招きかねませんので、個々の株主にとって合理的利益を考慮した内容の種類株式であるようにすべきだということです。

〒105-0004

東京都港区新橋五丁目7番12号

ひのき屋ビル4階

司法書士法人 芝トラスト

代表社員 宮本 敏行

03-3433-3780 fax03-3433-2691